

後見人は、個人が受任する場合と法人が受任する場合があります。法人が後見人になることで、以下のようなことが可能になります。

多くの人の知恵やノウハウを生かした対応

法人後見の場合、組織が支援を行いますから、組織力を発揮して、複数のスタッフで知恵を出し合って対応したり、業務を分担したりすることが可能です。

複数の目線で管理

後見人は財産管理が主要な職務の一つであり、高い倫理性と適切な管理が求められます。法人後見は、組織的な管理運営により被後見人の財産管理を適切に行い不正防止を図ります。

長期にわたる受任

知的障害・精神障害など年齢が比較的若い方の場合、何十年と長期にわたってサポートが必要です。法人後見なら、担当者の変更も弾力的に行えるので、後見人自身の健康等の理由で職務に支障をきたすことはありません。

相性を考慮した担当者の決定

後見活動を行う上で、被後見人との相性は大変重要です。法人内の多数の会員の中から、被後見人と相性が良い担当者を選ぶことができます。

神奈川健生成年後見センターは、個々の会員の豊富な経験と、法人としての団結力を生かして皆様のご支援に努めます。

「神奈川健生成年後見センター」で、法人後見のメリットを実感してください。

団体紹介

神奈川健生成年後見センターは、一般社団法人神奈川健康生きがづくりアドバイザー協議会〔略称:(社)神奈川健生〕内の団体で、現在、複数の受任実績があり、身上監護を中心としたきめ細かい後見活動を行っています。

(一社)神奈川健生は、一般財団法人「健康・生きがい開発財団」から資格認定を受けた「健康生きがづくりアドバイザー」が設立した地域組織で、県在住のアドバイザー約220名で構成されています。

神奈川健生成年後見センターは、様々な分野で活躍してきたアドバイザーの中から、地域に根差した後見人活動を展開したいと考える会員20数名によって、平成25年12月に発足しました。会員の多くは、後見人業務の経験者や、市民後見人養成研修の修了者です。また、後見制度や法人後見について、説明会や個別相談を通してお伝えしています。

身近な相談場所として、皆様のお役に立ちたいと考えております。

どうぞお気軽にご相談ください。

神奈川健生成年後見センター
〒230-0012 横浜市鶴見区下末吉
4-10-1 ウッドハイム清和 5F
お問い合わせ 045-947-2782
<https://seinenkoukencenter.jimdofree.com/>



2019年4月



一般社団法人
神奈川健康生きがづくりアドバイザー協議会

神奈川健生成年後見センター



成年後見制度に関する
相談をお受けしています。

[無料・随時]

045-947-2782

あなたの毎日

ご家族の暮らし

ご近所の様子

気がかりなこと、ありませんか？

お金の管理は
自信がない…

母が訪問販売の人から、
頻繁に高額の商品を
買ってしまっている…

認知症が進んで
きている方が、たった
一人のご家族を亡く
されてしまった…



病院や施設のことで、だれ
かに相談したいんだけど…



施設に入ってもら方がいいん
だけど、入居費用がかかるから、家
を売らなければならなくて…

自分ももう若くない。
知的障害のある子どもの
ことが心配だ…



こんなご心配の解決に…
成年後見制度の利用を
ご検討ください。



成年後見制度は、判断能力が低下した方、
判断能力の低下が心配な方の権利を守り、
支援する制度です。

金銭の出金・入金管理を行い、不適切に使われ
ることを防ぎます。また、不動産の管理や売却
も必要に応じて行います。

入院や施設入所など、必要な契約を結びます。

不利益となる契約を取り消します。

定期的に訪問して、ご希望やお困りのこと
をお聞きします。

安心して快適に暮らすお手伝いをします。

法律・福祉職関係者と連携します。

後見制度には、
判断能力が低下した方に対する
法定後見制度 と、
判断能力がある方が、
将来のことを考えて契約しておく
任意後見制度 があります。

神奈川健生成年後見センターは
後見制度の利用に関して、
ご相談を**無料**でお受けした上で、
ご希望の方に以下の支援を行います。

- ・後見申立てのお手伝いをします。
- ・家庭裁判所の選任により、
法定後見人を受任します。
- ・任意後見人を受任します。

プライバシーはお守りしますので
ご安心ください。

☎ 045-947-2782

